

第5回板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会（議事録要旨）

第5回板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会

令和8年6月29日（月）

板橋区健康生きがい部高齢政策課

I 出席委員

和 気 委 員	副 委 員 長	皿 澤 委 員
田 邊 委 員	久保田 委 員	片 山 委 員
石 田 委 員	児 島 委 員	山 家 委 員
金 子 委 員		

欠席委員

鈴 木 委 員	宮 崎 委 員	辻 村 委 員
---------	---------	---------

II 会議次第

議 事

〔報告事項〕

- (1) 前回の振り返り
- (2) 「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026」における各事業の評価と課題、方向性について

〔協議事項〕

- (1) 「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2029」の骨子案について（案）

III 会議資料

- 資料1 前回の振り返り
- 資料2 「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026」における各事業の評価と課題、方向性について
- 資料3 (仮称)高齢者保健福祉・介護保険事業・認知症施策推進計画2029（骨子案）について
- 資料4 (仮称)高齢者保健福祉・介護保険事業・認知症施策推進計画2029（骨子案）
- 参考資料 「第9期介護保険事業計画」における令和7年度の実績について

○高齢政策課長 本日はご出席いただき感謝する。定刻になったので、第5回委員会を開始する。組織改正により事務局が今年度より介護保険課から高齢政策課へ移管された。議事録は録音のうえ要点のみ記録し、区の図書館・ホームページで公開する。

○委員長 議題に入る前に、本委員会の公開に関することについて2点確認する。

1点目は、議事録について。議事録は区の図書館やホームページにて公開するが、発言の全てではなく、議事の要点を記録することにしたい。いかがか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 2点目は、傍聴について。設置要綱第7条に基づき本委員会は公開することになっている。本日は3名の方から傍聴の申込みがあるがよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 傍聴いただくこととする。

(傍聴者入場)

— 報告事項(1) —

○委員長 報告事項の1について、事務局から説明願う。

○高齢政策課長 前回の第4回計画委員会で出された8件の意見を資料1にまとめた。全8件の意見をいただいているが、時間の都合上、いくつかかいつまんでご説明する。

No.3 A I P広報紙について、内容は充実しているが区民に届く機会が少ないという意見をいただいた。回答として、新聞折り込みに加え、区内700か所以上の医療機関・薬局・福祉施設に配架し、昨年度から開始した町会・自治会回覧でも配布している。今後も配布機会を拡大し、広く周知すると記載をした。

また、No.5計画書のタイトルについて、長すぎるとの指摘があった。現在は仮称のままで、庁内で検討中。区民に分かりやすいタイトルを早期に策定し、決定次第提示する。

以上が報告事項(1)の概要である。

○委員長 ご報告感謝する。

説明のあった前回の振り返りの内容を踏まえて、議事を進めていく。

— 報告事項(2) —

○委員長 報告事項の2について、事務局から説明願う。

○高齢政策課長 現行の第9期計画に記載している各事業の振り返りや、次期計画策定のために行っている検討部会の動きについて取りまとめたため、報告する。

資料の2ページ目は現計画の基本理念などの施策体系や、7つの重点分野にひもづいた施策を記載している。本件の説明において「現計画」と呼称する。

資料3ページをご覧ください。次期計画策定に向けては、地域包括ケアシステム検討部会、介護基盤検討部会、認知症施策・成年後見制度検討部会、以上3つの検討部会において、各分野の現状と課題について議論を進めている。各検討部会は5月の下旬に第1回の会議をそれぞれ開催し、現計画の振り返り等を議論した。

資料4ページ目が、資料構成を説明するページとなっており、4ページ上段が重点事項に関する資料構成、4ページ中段が、一般事業に関する資料構成になっている。

資料5ページから7ページで重点分野ごとの主な成果と課題についてご説明する。5ページをご覧ください。

まず、重点分野1「総合事業／生活支援体制整備事業」である。「③リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業」である「10の筋トレ」や、「④生活支援体制整備事業」などをはじめとした高齢者の介護予防や地域における支え合い活動の推進に取り組んだ。これらの事業を通じて多職種と地域住民との連携が進み、地域包括ケアシステムを支える地域活動基盤の充実につながったと考えている。

7ページ目をご覧ください。18地域で展開されている支え合い会議の活動事例である。支え合い会議では、各地区の特性を生かした助け合い・支え合いの地域づくりが展開されている。

一方で、住民主体の活動では、担い手不足や参加者の高齢化が進んでおり、活動継続が課題となっている。次期計画では地域包括支援センターや専門職との連携をさらに強化し、地域活動を支える新たな担い手の確保・育成を進めていく必要があると考えている。

続いて、資料8ページから9ページをご覧ください。重点分野2「医療・介護連携」である。

「①療養相談室」や「③多職種による会議・研修」等を通じて、在宅療養を支える体制整備を進めてきた。また、令和7年度にはインターネット上の検索サイトである「みつかえる板橋 医療・介護・障がい・通いの場情報MAPシステム」の機能改修を行い、医療、介護、障がい福祉、通いの場等の地域資源を一体的に検索できる環境を整備した。今後、多職種連携のさらなる推進に資するものになると考えている。

続いて、資料10ページから11ページをご覧ください。重点分野3「認知症施策」である。

①認知症サポーター養成やチームオレンジ支援等を通じて、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めてきた。今後も認知症の方の生活上の障壁低減に向け、見直しを行いながら持続可能な取組として推進していく。

続いて、資料の 12 ページ、13 ページをご覧ください。重点分野4「住まいと住まい方」である。「①高齢者見守り調査事業」や「②緊急通報システム事業」など、高齢者の在宅生活を支える取組が進展した。特に緊急通報システムや、見守りキーホルダー事業は高い利用実績を維持している。

一方で、緊急通報システムについては、複数の緊急連絡先の確保など、独り暮らし高齢者を取り巻く課題が事業利用の懸念要因となるケースも見受けられる。今後、これらの課題を整理した上で、民間事業者による身元保証など、関連する社会資源についての情報提供なども含め、丁寧な説明を行い、事業の利用促進に努めていく。

続いて資料 14 ページから 15 ページをご覧ください。こちらは重点分野5「基盤整備」である。地域密着型サービスの整備や、「⑤地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化」を進めてきた。また、地域ケア会議を通じた地域課題の把握や、関係機関との連携も定着している。

続いて、16 ページをご覧ください。こちらは重点分野6「シニア活動支援」である。

フレイル予防やスマートフォン相談会、就業支援等を通じ、高齢者の社会参加を支援してきた。「⑥スマートフォン相談会参加者数」や、アクティブシニア就業支援センターの利用者数は目標値を上回る実績を示しており、高齢者のデジタル活用、社会参加、就労意欲への関心の高まりがうかがえる。今後はニーズに合った施策を推進する視点がより一層重要になる。

続いて資料 17 ページをご覧ください。重点分野7「啓発・広報」である。

広報紙の発行や町会・自治会回覧など、情報発信の強化を進めてきた。一方で、高齢者等実態調査では、板橋区版A I Pや各種相談窓口について、「知らない」と回答した方が依然として多く、制度認知度の向上が課題。今後は、区民に伝わり、理解され、利用につながる情報提供の在り方を検討していく。

続いて 18 ページをご覧ください。「成年後見制度利用促進計画」である。

「区長による審判請求手続き」や「後見報酬費用の助成」などを通じて、権利擁護支援体制の充実を図った。今後は単身高齢者や身寄りのない高齢者の増加を見据え、成年後見制度の普及啓発と相談支援体制の強化が重要になると考えている。

続きまして、資料 19 ページから 20 ページをご覧ください。「介護人材の確保・育成・定着支援及び介護現場の負担軽減」に資する各取組についてである。

現計画期間において、令和4年度に実施した介護サービス事業所調査の結果を踏まえ、資

格取得時の費用補助を充実させるため、受講料に対する補助事業を拡充した。また、令和8年度からは「介護サービス従事者勤続表彰事業」において、表彰対象となる勤続年数の拡充を行った。

次期計画期間に向け、既存の各事業が抱えている課題に対し改善を図りつつ、令和7年度に実施した介護サービス事業所調査の結果も踏まえた新たな施策の検討を進める。

最後に21ページをご覧ください。

3つの検討部会における意見を踏まえ、「基本理念」「基本方針」「目標」「施策の柱」を策定した。この項目の詳細は、この後の協議事項の議題で詳細を説明する。今後、素案へと進んでいく中で、協議する施策の柱へ施策をひもづけ、展開していく。

報告事項(2)についての説明は以上である。

なお、参考資料は、介護保険課から例年東京都に提出している法定報告の内容をまとめたものだが、資料2との重複部分が多いため、説明は割愛する。

○委員長 重点分野7の「啓発・広報」について、目標値と実績が「令和4年度調査より上昇」と雑駁に書いてある理由はあるか。他の項目は「R6年度」、「R7年度」、「R8年度」と記載がある。

○高齢政策課長 令和4年度の調査の際に認知度が20%であったため、20%を超えるということを目標に設定をした。

○委員長 「令和4年度調査よりも上昇」ということは、令和7年度の高齢者等実態調査の結果、認知度は20%より増えたということか。要するに、未だ「全く知らない」と回答した者が、介護予防対象者で64.8%、要介護認定者は7割以上にのぼっていることが明らかとなったということは、要介護認定者も30%程度の認知度であり、70%程度は知らないというような結果か。

○高齢政策課長 その通りである。要介護度3・4・5の区民についても板橋区版AIPを「全く知らない」という回答が75%となっている。

裏を返せば、20%以上認知はされているということにはなるが、さらなる認知度のアップを図っていくための施策が必要であると方向づけをしている。

○委員長 承知した。AIPが「Aging in Place」だということをもう少し伝えられると良い。認知度が上がるまでAIPという言葉を使い続けるという方法もある。「Aging in Place」という基本理念は変わらないため、うまく広報してほしい。あとはいかがか。

○委員 5ページの③のリハビリテーション専門職のもので、住宅政策課の事業と連携して区

営住宅で 10 の筋トレをやったということに感心した。10 の筋トレは真剣にやれば高い効果の上がるものであり、普及に力を入れていると聞いている。新しい実施箇所を見つけたというのは高い成果だと感じた。

ニーズがある箇所としては有料老人ホームのほか、年金相談を行うときにセットで実施すると効果が上がるため金融機関も挙げられる。活動が新しいところに広がっていくことは成果になっていると思う。新しい実施箇所を開拓することは進めてほしい。

あと、A I P の認知度はまだ言葉を使い始めて 10 年なので、もう少し認知度を上げていけると思う。引き続き頑張ってもらいたい。

それと、役所は啓発という言葉を使うが、周知では駄目なのか。啓発という言葉には上から目線の響きがあり気になっている。言葉遣いを検討してほしい。

○委員長 回答はいかがか。

○生涯活躍推進課長 10 の筋トレの件はお褒めいただき感謝する。今後も事業を進めていきたいと思っている。また、薬局の調剤の待合室で映像を流せるように進めている。そういったところも進め、広げていきたい。

○委員長 他にはいかがか。

○高齢政策課長 言葉の使い方の指摘をいただいた。「啓発」という言葉に限らず、全般的に言葉の表現については見直しをかけていく。

○委員長 言葉の使い方については考えたほうが良い。具体的に計画を冊子にしていくときにチェックが必要と思う。あとはいかがか。

○委員 10 の筋トレの話で、地域の薬局でも健康フェアというものをやっていきたいということが言われている。今後も協力してやっていきたい。

別件だが、19 ページの助成金について、助成件数と就労した人数が 20% を目標にしていると思うが、残りの方は違う地区で就労しているという認識か。

○介護保険課長 板橋区では介護に関する入門的研修というものを区民の方向けに行っており、全 5 日間の事業である。最終日には区内の事業所の方をお呼びし、マッチングを行っている。就労に結びついていければということで行っている事業ではあるが、ご家族のために介護の知識を身につけたいとご参加いただいている区民もあり、必ずしも全部が就職に結びついていないところではない。今年度はこういった反省点を含め、日程の途中に、現場を見学するツアーなども新たな取組としてやっていきたい。

計画値は 20% だが、少しでもこの数値を上げるように、イベントなどを工夫しながらや

っていきたい。

○委員長 よろしいか。むしろ 20%は高いと感じる。私の感覚では大体1桁いけばいいほうで、かなり目標としては高いほうと思う。難しい事業であるが、諦めないで続けることが大事と思う。また、成功事例を紹介し、業界の魅力をアピールすることが大事と思う。

○委員 事例として、マッチングでヘルパーステーションに就職した方がいる。その後、ヘルパーの資格を取って、介護福祉士の資格に合格したという事例もあるので報告する。

○委員長 そのような人が出てくるということが大事。そのような好事例を広報することが大切と思う。あとはいかがか。

○委員 緊急一時保護事業について、受け入れる施設数が広がらない。行政側として、個人情報に配慮した範囲内で、経済的理由なのか、ケアする側の突発的な事情なのか等、情報を出してもらった方が受入側としても検討しやすいのではないか。

もう一点、見守りキーホルダー事業について、キーホルダーを持っていることで孤独感が解消される等のメリットもあるが、一番大きなメリットとしては高齢者の総合相談窓口を、元気なうちから知っておくというものがあげられると思っている。板橋区の現状について少し触れてほしい。

○委員長 いかがか。

○高齢政策課長 緊急一時保護事業についてである。緊急一時保護事業は高齢政策課が担当である。区内の各施設には、日頃から配慮いただいて、感謝する。

施設が偏ってしまっているという点については、一定認識をしている。より広く情報を提供しながら、受け入れ施設を広げていけるように努める。

○生涯活躍推進課長 見守りキーホルダーについて、配布だけではあるが、申請をするには、地域包括支援センターに行く必要があるため、元気なうちから支援施設につながることに意味があると認識している。また、地域包括支援センターに様々な情報があることも周知していきたい。

○委員長 よろしいか。虐待された等のセンシティブな問題について対応可能な、専門的な知識のある方が施設に偏っているという可能性はないか。

○委員 肌感覚としてだが、ケアする方の突然の事情というのが一番多いとは思う。

○委員長 承知した。専門的な知識を持っている職員の方を養成しておくということも大事になると思う。

あと、キーホルダーもいいが、アプリという選択肢もあるのではないか。その辺はいかが

か。

○生涯活躍推進課長 いくつかそういったお声も届いている。

一方で、この見守りキーホルダーを1万7,000人弱がお持ちというところもあり、アプリとの併用なのか、また新たなところも検討していきながら、より使いやすいものを選定していきたい。

○委員長 他はいかがか。

○副委員長 キーホルダーではなくてお守りになっているものもある。表はお守りになっており、裏面には色々書けるようになっている。色々なアイデアが出たらいと思う。

○委員長 他はいかがか。

○委員 見守りキーホルダーは個人を特定する識別番号が記入されており、本人に何かあった際におとしより相談センターなどが緊急連絡先につなげることができるものである。アプリでは意識不明になったときなどに他人が開けないのではないか。

○委員長 確かにスマートフォンだと本人が倒れたときに開かないという問題点はある可能性がある。

○委員 見守りキーホルダーは私も勧めている。前からの疑問だが、緊急連絡先がないとつくれないのはなぜなのか。

○委員長 いかがか。

○生涯活躍推進課長 何かあったときのため連絡先の登録はお願いをしている。ただ、親族でなくても、友人などでも連絡先は登録している。

○委員 徘徊された方を保護したときに、迎えに来てくれる人がいないと困ってしまうため、緊急連絡先というのを必須としてきたという経緯はある。今は独居の人もいるため、設計の考え方というのはあると思う。

IDで特定するというのはメリットである。何らかの意思を元データに反映すれば、何か使い道があるのではと期待している。用語を変えて、本当に高齢者が持つキーホルダーだということが伝わるようにし、活用の幅を広げるという考え方もある。

○委員長 最近は身寄りのない独居の方も増えているため、緊急連絡先にこだわらなくてもいいのではないか。識別番号があれば個人の識別ができるため、その点だけでもキーホルダーは役に立つのではないか。

○委員 周りでも見守りキーホルダーを知らないという方が結構多いので、周知を進めてほしい。持ち歩くということも皆さんに知ってほしい。

○委員長 他はいかがか。

○委員 見守りキーホルダーに月曜から土曜の9時から 17 時で、日曜、祝日、年末年始を除くと書いてあるが、これは何についての記載か。

○委員 記載はおとしより相談センターの営業時間である。ただし時間外でも施設に転送できる場合もある。

○委員 緊急通報システムではないため、基本的には連絡先が分かる、個人の基本情報が分かるというところまでである。

○委員長 承知した。見守りキーホルダーは1個いくらかの成本がかかるのか。

○生涯活躍推進課長 キーホルダーについては、1個 600 円である。名簿については、警察、消防にも情報が共有されており、地域包括支援センターの内容と同じものを、区も持っている。

○委員長 高齢者のコスト上の負担はないということでもいいか。

○生涯活躍推進課長 その通り。

○委員長 承知した。できれば板橋区の高齢者全員に配布するくらいの目標をもって頑張ってもらいたい。

— 協議事項（1） —

○委員長 協議事項（1）について、事務局からご説明願う。

○高齢政策課長 協議事項（1）について説明する。

次期計画である「（仮称）高齢者保健福祉・介護保険事業・認知症施策推進計画 2029」の骨子案を作成したため、ご意見をいただきたい。

板橋区では現在令和 9 年から 11 年度に向けまして、高齢者施策等についての新たな計画策定に取り組んでいる。計画を策定する際は、基本方針、骨子案、素案、原案と進んでいくことになっており、本日協議いただくものが2番目の骨子案である。

それでは資料3をお手元にご用意願う。

資料4が骨子案の本体である。この骨子案本体を概要版という形でまとめたものが資料3である。本体のほうについては 50 ページを超える分量があるため、本日は資料3の概要版でご説明させていただく。

まず表面。左上のタイトルの下、「総論」と記載がある部分をご覧ください。骨子案本編、本のほうでは2ページから 10 ページの部分に当たる内容である。

令和9年から11年度に向けまして計画を策定していくということを記載している。また、計画の根本的な目的は「地域で高齢者の自立した生活を支える」ことである。そのため、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画、成年後見制度利用促進基本計画、これらを統合し、地域共生社会の実現に向けた包括的な取組を推進していく。

なお、骨子案本編については、第1章が「総論」、第2章「現状と課題」、第3章「基本理念と施策体系」、第4章が「施策の展開」、第5章「介護サービスの見込みと保険料の算定」、第6章が「板橋区認知症施策推進計画」、第7章が「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」という7章立てで構成をしている。大まかなイメージとして、第1章から第4章が高齢福祉全般に関わる部分、第5章が介護、第6章が認知症、第7章が成年後見という内容になっている。

なお、第4章「施策の展開」につきましては現在調整中であり、素案以降に示す予定であるため、骨子案では第2章及び第3章が中心の構成となっている。

続いて、資料1ページ目の左下の部分である。「現状と課題」をご覧ください。骨子案本編では12ページから34ページの内容である。

まず、前計画における振り返りである。ここでいう前計画とは、現行の計画のことを指している。

前計画期間では、施策を7つの重点分野というものに分類をしていた。骨子案本編では各重点分野の重点施策ごとに振り返りを行っているが、資料3の概要版においては紙面の都合上、「10の筋トレグループ立ち上げ支援」、「多職種による会議・研修」、「認知症フレンドリー協議会の発足」、「介護人材の確保・育成・定着支援」の4つの施策について取り上げている。

中でも認知症フレンドリー協議会については、令和6年度に都内で初となる官民連携によるものを発足した。また、介護人材の確保・育成・定着支援については、令和8年度から介護サービス従事者勤続表彰の対象者の拡大と記念品の拡充を行った。

これらの振り返りを踏まえつつ、現在の施策のさらなる進化を進められるよう各施策の内容を素案では詰めていきたい。

次に、資料右上の部分の「基礎調査結果からみた本計画期間の方向性」である。骨子案本編においては、26ページから34ページの部分に当たるものである。

昨年度、当委員会にもご報告した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査などの基礎調査を基に、裏面の「基本理念と施策体系」にて説明する8つの施策の柱へとつなげる今後の方向性

を定めている項目となっている。

まず、柱1と記載のある項目は「今後新たに参加したい活動」についての調査項目である。現在はまだ参加していないけれども、今後新たに参加したい活動として、1位から3位に記載されているような項目が上げられている。社会参加に対しての一定のニーズが確認できたため、区としては、引き続き、生きがいくりと社会参加の推進を進めていく。

次に柱2と記載のある項目は、「フレイルになる心配」の調査である。フレイルとは年を取って心身の活力が低下した状態を指す言葉である。「心配である」「非常に心配である」と回答した高齢者の割合について、前回調査と今回調査の割合を掲載している。前回調査時よりもフレイルについて心配している高齢者が7ポイント以上増えたという結果になっており、区民の健康に対する意識は前回調査時よりもさらに向上していることがうかがえる。区としては、引き続き、自分らしい生活を送るための自立支援、介護予防、または重度化予防の取組を推進していく必要性を感じている。

次に、柱3と記載のある項目である。「家族や友人・知人以外の相談相手がいない高齢者の割合」を掲載している。要介護1・2の方はケアマネジャーがいるため割合は少し下がっているが、逆に要介護状態ではない方は、3割近い方が家族や友人・知人以外の相談相手はいないと回答している。支え合い・つながり合える地域の基盤をつくる必要性がますます高まっていると認識をしている。

次に柱4と記載のある項目だが、「充実させてほしい高齢者施策」を掲載している。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び要介護1・2の方向けの調査で、「見守りなど、ひとり暮らし高齢者等への支援」を充実させてほしいと回答した方が一番多いという結果となった。見守り支援に対する区民ニーズは依然として高く、多様な主体による見守り体制の充実が求められている。

続きまして、柱5と記載のある項目だが、「住み替えの希望」の調査結果を載せている。要介護1・2の方向けの調査にて「今のまま、住み続けたい」と回答した方の割合について、前回調査では57.2%だったところ、今回調査では67%と10ポイント近く上昇した。安心して自宅で暮らせる支援を強化していくことが重要である。

次に柱6と記載のある項目であるが、「事業所の運営に関する課題」である。介護事業者向けに行った調査にて、運営に対する課題について問うたところ、「人材の確保が困難」であると回答した事業所が一番多いという結果となった。介護分野の担い手不足が深刻化しており、介護人材を量と質の両面で確保していくための取組を充実させていく必要がある。

続いて柱7と記載のある項目だが、「認知症に対するイメージ」の項目になる。高齢者ニーズ調査にて認知症に対してどのようなイメージを持っているか、いくつかの選択肢の中から近いものを1つだけ回答いただくという調査を行ったところ、「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」というイメージを持った方が34.8%と一番多いという結果となった。サポートがあれば地域で暮らしていけると考える方が1位である一方で、「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」と考える方も34.2%と2位であり、割合としては非常に拮抗しているという結果となった。認知症になったら何もできなくなるという従来の固定観念を払拭し、認知症の人が一人の個人としてやりたいこと、できることに目を向け、社会の対等な構成員として尊重される社会をつくっていくことが重要である。

最後に、柱8の項目である。「成年後見制度の認知度」の項目である。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護保険ニーズ調査にて、「聞いたことがあるが内容までは知らない」という回答が一番多い回答となった。「内容まで大体知っている」と回答したのは、どの調査でもおよそ2割前後であり、制度の内容を知らない方が多いため、支援の必要な方が安心して生活を送ることができるよう成年後見制度の理解と利用促進に取り組んでいく必要がある。

以上が、基礎調査結果から見えた本計画期間の方向性である。

この項目で見えてきた方向性を踏まえ、施策体系を整理した。資料裏面をご覧ください。裏面左上、上部である。

「基本理念と施策体系」の項目である。骨子案本編においては、36ページから40ページの部分になる。上から基本理念、基本方針、目標、柱と具体化していくつくりになっている。

前計画では、これらに加え、7つの重点分野を設定していたが、今期からは重点分野を別途定める形ではなく、施策の柱の下、各事業がひもづいていく構成にしていきたいと考えている。

また、骨子案ではまだお示しできていないが、今回の計画からは施策の取組の結果、どれだけの効果を出せたかを測る指標であるアウトカム指標を導入する予定である。その旨を図に記載している。アウトカム指標については、素案以降にお示しする。

基本理念については、「安心して住み慣れた地域で全ての高齢者が健康で自分らしく輝けるまち」としており、基本方針が「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推

進」としている。上位の計画である板橋区基本構想、地域保健福祉計画を踏まえ、内容を決定した。

その下に目標が4つ、柱を8つひもづけている。前計画では3つの目標、6つの施策の柱で展開していたが、基本調査などの多様な意見や認知症施策推進計画の新たな策定を踏まえ、本計画では4つの目標、8つの施策の柱の下、施策を展開していく予定である。

大まかに申し上げると、目標1「生涯活躍するための介護予防・健康づくりの推進」で高齢者の方の精神面と肉体面のケアに係る施策を、目標2「地域でつながり支え合う社会の実現」では地域の支援に係る施策を、目標3「持続可能な介護サービスの供給に向けた環境整備」にはハード面、ソフト面を含めた介護関連施策を、目標4「尊厳と権利が守られ、希望を持って暮らせる社会の推進」には高齢者の権利と尊厳を守るための認知症及び成年後見関連施策をひもづける予定となっている。今後はこの目標や柱を基に施策を整理していく。施策については、素案以降で進捗をお示しできればと考えている。

次に、資料の右側上段をご覧ください。「介護保険サービスの見込みと保険料の算定」の項目である。骨子案本編では44ページから45ページが該当部分になっている。

現状では、必要なサービス供給量や事業量について推計しながら策定をすること、介護給付費準備基金を活用していくことの記載をしている。推計については現在作業中であるため、骨子案では実績を主に掲載している。今後、推計等が進み、もう少し情報が落とし込めるようになってくれば、分量も増えていく予定である。

次の項目が、「認知症施策推進計画及び成年後見制度利用促進計画」である。骨子案本編においては48ページから53ページの部分である。

柱7、柱8がそれぞれ認知症と成年後見の内容としているが、柱の内容に対応した形で取り組んでいくという趣旨のことを記載している。紙面の関係上、資料3の概要版には記載をしていないが、骨子案本編には認知症施策推進計画には8つ、成年後見制度利用促進計画には3つの目標をそれぞれ立てており、その内容に沿って計画を進めていく。

最後に「今後のスケジュール」である。

本年3月に開催した委員会の際に基本方針で示したスケジュールから、大きな変更はない。

今後の板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会の日程については、上から2行目である、大体9月末から10月中旬頃と、あと下から3行目である、1月中旬頃の2回を見込んでいる。その際に、それぞれ素案、また原案を示したいと考えている。骨子案についての説明は以上である。

○委員長 いかがか。

○委員 資料3裏面右上の表、歳入と歳出のところは、単位は1,000円単位で良いか。

○高齢政策課長 1,000円単位である。

○委員長 他はいかがか。

○委員 フレームは問題ない。ただ、3年では結果が出ないというようなものについては、どのような工夫をしていくのか気になった。

あとは、表面のほうでいきなり柱1から柱8と書いているが、柱ありきでの記載にも見えないので、配慮した方が良いと思う。フレームそのものについてはこれで行くべきだと思うため、このまま進めてもらいたい。

○委員長 いかがか。

○高齢政策課長 表面で柱1から8まで書いているところについては、ご指摘のとおり裏面の柱につなげるために、あえて表面から書いている。見せ方に強引さもあるかと思っていたところであるため、見せ方については、今後考えていきたい。

また、事業の取組については、3年で計画を回していくところにおいては、取り組んでいる事業をその都度ブラッシュアップしていくのかということとの兼ね合いかと思っている。事業の進め方、在り方についても、素案の段階で、そのまま進めていくものと、大きく転換をしていくものと、メリハリをつけて示したい。

○委員長 柱については現行の計画から残る部分も鑑み、この8つなのかと認識している。

あとは、アウトカム指標やロジックモデルの導入はぜひやってみるといいと思う。ただ、3年で効果が出るものと、なかなか効果が出ないものというのは、はっきりと出てくる場合もあるため、その辺りを注意しつつ、アウトカム指標を使って、効果を測定するということをやればいいと思う。あとはいかがか。

○委員 「医療・介護連携」について要望がある。

実態調査では多職種による会議・研修が満足度100%で二重丸になっているが、資料4を見ると、令和7年度の実態調査でも、介護事業所の多くは医療機関と連携できていないという現場の実態が見える。

実際に在宅療養ネットワークの研修に行くと、100人以上の多職種が集まって、貴重な研修を行っているが、顔の見える関係かということ、実感とは大きくかけ離れたことになっている。3年後も「◎／継続」という結果が出てくることを危惧している。

介護保険制度が過去に変わり、新しく協力医療機関連携加算というものができた。2026

年までは努力義務で 2027 年から義務化であり、もう来年には義務化となる。特養が 19 か所あるが、連携加算が取れているところは 1 か所もない。どこも連携できていないというのが実態である。

研修では 100 人以上集まるけれども、実務のところ、板橋区民の方一人一人の利益になるところで連携するということは相当難しいかと思う。要望として検討してほしい。

○委員長 見え方は指標の作り方で違ってくる。検討部会などを通じて、事務局のほうでこの点は検討してほしい。また本委員会でも、指標について、色々ご意見をいただきたい。あとはいかがか。

○副委員長 頼り・身寄りのない方をどう支えていくのかということが話題になっているが、終身サポート事業みたいなものをどう展開していくのか。見守り体制だけでは狭くなってしまっているのではないかと。地域生活を支えていくという要素など多くのものが入るような形にしてもいいかもしれない。

成年後見制度の利用促進も、そこを使ってもらうことが目的ではなく、安心して暮らしていける、権利擁護支援はあるが、自分の意思が尊重されることが大事だと思う。もっと包含できる「意思決定支援の充実」とか「権利擁護サポートの充実」みたいな表現でもいいのでは。

あと、単身者が増えていく中でペットと同居している方が増えている。包括とか事業所の方もペットの問題があると思う。板橋としてペット問題とどう向き合っていくのか、皆さんの知見を基に何か掲げてもいいのではないかと。

また、居住支援的なところも、どこに落ちてくるのかと思う。

認知症フレンドリー協議会も、とても大事だと思う一方で、これだけでいいのかということもある。今日は重点分野 3 で「認知症施策」があったが、例えば、若年性認知症の方への支援で、毎年講演会をやっている。講演会のニーズが出てきているのはいいが、それだけではないのではないかと。もっと若年性の認知症の方も仕事ができるような、社会参加できるような支援というものも掲げていってもいいかと思う。

今出ている指標は、アウトプット指標が出されているが、アウトカムでどういう成果を求めていくのかという部分も打ち出していけるといい。今後、この委員会でも議論できると思うので、たたき台も出してもらえたらと思っている。

要は、今までのものは大事にしながらも、今の地域の状況を踏まえて、もっとこれはやり出していこうというところを、何か打ち出していけるといいのではという意見である。

○委員長 意見をいただいたので、それを参考にしながら少し検討していただきたい。目標や柱を変えてもいいのではないかなと思う。まだ計画をつくるには、時間的な余裕があると思うので、皆様からご意見をいただきながら進めていっていただければいいし、重要な施策というのがこの柱の中のどこに入るかなとか、どういう関連かなとか、そういうようなことも少し議論をしていければ良い。

そのほかはいかがか。よろしいか。議事は全て終了である。以上をもって、板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会を終了する。事務局に返す。

○高齢政策課長 長時間にわたり、非常に示唆に富んだご意見を多数いただき感謝する。本日はいただいた意見を受け止め、素案作成に向かっていく。

次回の開催予定は9月末頃を予定している。詳細な日時、会場等については、後日また改めてご連絡をさせていただく。

事務局からの連絡事項は以上である。